

美祿市企業立地奨励条例及び施行規則の一部改正を行いました

「美祿市企業立地奨励条例」は、企業の立地に対する奨励措置を講ずることにより、本市産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に制定し、事業所の設置(新設・増設・移設)を行う指定事業者に対して、固定資産税及び都市計画税の課税免除や雇用奨励金の交付する制度を設けています。

更なる企業の立地を推進するため、令和6年4月に指定要件の緩和や雇用奨励金の見直し等に係る改正を行いました。是非、積極的な活用をご検討ください。

1 主な改正点

(1) 指定要件の緩和

① 投下固定資産総額

⇒大企業の要件を緩和

改正前		改正後	
大企業	中小企業	大企業	中小企業
5億円以上	5,000万円以上 (市内中小企業: 3,000万円以上)	1億円以上	5,000万円以上 (市内中小企業: 3,000万円以上)

② 新規雇用従業員の定義

⇒雇用奨励金の支給対象者の定義と同じであったものを区別し、対象を広くする

改正前	改正後
(1)本市に住所を有すること (2)指定に係る事業所に新たに雇用される者(市外の事業所からの配置転換者を含む)であること (3)事業所の役員及び他の事業所との兼務者でないこと (4)常時雇用される者であること (5)健康保険法、厚生年金法及び雇用保険法の被保険者であること	(新規雇用従業員) 事業所の設置に伴い新たに雇用される者のうち、雇用保険法の被保険者(派遣労働者を除く)に該当する者

③ 新規雇用従業員数

⇒大企業、中小企業とも緩和

改正前		改正後	
大企業	中小企業	大企業	中小企業
15人以上	5人以上 (市内中小企業:3人以上)	5人以上	2人以上 (市内中小企業:1人以上)

(2)雇用奨励金の見直し

⇒支給対象の区分化及び拡充

改正前	改正後
新規雇用従業員 1人につき 20万円 (500人を限度(中小企業者 300人))	新規雇用従業員(※1)のうち ①正規従業員(※2)1人につき男性 50万円、女性 60万円 ②非正規従業員(※3)1人につき男性 20万円、女性 30万円 <u>(①・②とも障害者の場合はそれぞれ 10万円を加算)</u> (500人を限度(中小企業者 300人))

※1 指定要件における新規雇用従業員であり、事業所の設置に係る協定を締結した日から、操業開始日等の日を起算日として3年を経過した日の前日までの間に1年以上雇用された者で、次のいずれにも該当する者

- (1)本市に住所を有すること
- (2)指定に係る事業所に新たに雇用される者(市外の事業所からの配置転換者を含む)であること
- (3)事業所の役員及び他の事業所との兼務者でないこと

※2 期間の定めのない雇用契約を締結している従業員(短時間労働者を除く)のうち健康保険法及び厚生年金法の被保険者

※3 期間の定めのない雇用契約を締結している従業員(短時間労働者に限る)及び期間の定めのある雇用契約を締結している従業員

経過措置	令和6年4月1日から施行される本条例及び施行規則の改正前に、奨励措置適用事業所の指定を受けた事業者については、改正前の同条例及び施行規則が適用されます。
------	--

2 改正後の奨励措置(まとめ)

指定要件	事業所の設置(新設・増設・移設)に係る協定を締結した者で次の要件を全て満たすこと (1)投下固定資産総額1億円以上(中小企業者5,000万円以上(市内中小企業者3,000万円以上)) (2)新規雇用従業員数5人以上(中小企業者2人以上(市内中小企業者1人以上))
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、その他産業構造の高度化・多角化等に寄与すると認められる事業
奨励措置の内容	(1) 固定資産税及び都市計画税の課税免除(3年度間) (2) 雇用奨励金(①・②とも障害者の場合はそれぞれ10万円を加算) ①正規従業員1人につき男性50万円、女性60万円 ②非正規従業員1人につき男性20万円、女性30万円

問い合わせ先 美祢市観光商工部商工労働課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

TEL:0837-52-5224 FAX:0837-52-3434 e-mail:shoukou@city.mine.lg.jp

HP:https://www2.city.mine.lg.jp/shigoto_sangyo_machizukuri/sangyo/kigyoyuchi/2716.html